

《教育職員免許法改正に伴う注意事項》

平成31年4月1日より、「教育職員免許法」改正が施行されます。
平成30年度中に免許状取得に必要な単位を修得し、かつ、授与権者（都道府県教育委員会）に免許状授与申請を行うことができない場合、改正後の法律に従い単位を修得する必要があります。その場合、免許状取得に必要な科目、単位数が増えますので、留意した上で出願して下さい。

ついては、以下について必ず行って下さい。

1. 平成30年度の本学科目等履修生出願前に、各自で授与権者又は出身大学に修得の必要がある科目、単位等を確認してください。
平成31年度以降に免許状を取得する場合は、平成31年度の本学科目等履修生出願前に、再度、授与権者に単位修得要件を詳細に確認して下さい。

（本学教育学部卒業生は、本学教務・入試課5番窓口で確認ができます。ただし、平成31年度出願分の確認については、平成30年度後期以降になります。）

2. 教員免許状申請は、単位等の確認を受けた授与権者に各自で申請（個人申請）を行ってください。

平成30年度中に免許状取得に必要な単位を修得した方は、必ず平成31年3月中に申請を行ってください。免許状取得に必要な単位を全て修得している場合でも、平成31年4月1日以降に申請された場合、新法が適用されるため、免許状が取得できません。

※以上については平成30年2月19日現在のもので、変更がある場合は、本学ホームページにて周知いたします。

《中学校、高等学校教諭免許状「保健体育」の取得を希望される方へ》

平成31年度から、中学校、高等学校教諭免許状「保健体育」を取得するために必要な、教科に関する専門的事項『体育実技』の一般的包括的内容を含む本学の科目数は、現行の教科に関する科目『体育実技』の一般的包括的内容を含む科目数（2科目2単位）より大幅に増えます（8科目8単位の予定）。

ついては、平成30年度中に、免許状取得に必要な単位を全て修得し、免許申請を行うことを強く薦めます。

それができない場合においても、現行の教科に関する科目『体育実技』の一般的包括的内容を含む科目（2単位）については、平成30年度中に必ず修得して下さい。30年度中にこの2単位を修得しない場合は、8単位の修得が必要になる予定です。